

## 山口県道路情報『道路見えるナビ』広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山口県（以下「県」という。）道路整備課が所管する山口県道路情報『道路見えるナビ』（以下「見えるナビ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の対象範囲)

第3条 広告の掲載は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ見えるナビの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

### (広告掲載の基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容の基準は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項各号及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条各号の規定に基づくものとする。

2 前項に定めるもののほか、広告が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「職員採用情報」等の表現の掲載等

(5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

### (広告掲載の規制業種又は事業者)

第5条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載期間中に当該業種又は事業者に該当することとなった場合も同様とする。

2 掲載する広告の表示内容については、基準第5条に基づくものとする。

### (広告の種類・規格・広告料及び掲載期間)

第6条 広告の種類はバナー広告とし、規格及び広告料は募集要項で定める。

2 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。なお、広告の掲載を開始する日（以下「広告

掲載開始日」という。)及び広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は募集要項で定める。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、原則として県ホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第8条 見えるナビへの広告の掲載を希望する者は、「山口県道路情報『道路見えるナビ』広告掲載申込書」(様式1)により県が指定する日までに、広告の掲載を申し込むものとする。

- 2 前項による申込みがあった場合は、県は第5条の規制業種又は事業者でないことを確認し、確認できたものを広告主候補者とする。
- 3 前項の規定による広告主候補者のうち、「山口県道路情報『道路見えるナビ』広告掲載申込書」(様式1)に記載されている広告掲出の申込額が最も高いもののから順に広告主として決定する。但し、同額の場合は申込期間が長いもの、申込期間も同月の場合は受付順とする。
- 4 前項の規定による広告主を決定した後も広告掲載が予定されていない広告枠がある場合は、募集期間にかかわらず、当該広告枠に広告掲載を希望する広告主候補者を受付順に広告主として決定する。
- 5 県は第3項及び第4項の決定を行ったときは、その結果を応募者に速やかに通知しなければならない。

(契約の締結)

第9条 県は前条第3項及び第4項による決定をした時は、当該広告主と広告掲載に関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

- 2 県は、前条第3項及び第4項により決定した広告主が、前条による契約の締結を行わない時は、当該決定を取り消すものとする。

(広告原稿の作成)

第10条 広告原稿は、広告主が作成するものとする。

- 2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告内容等の審査)

第11条 広告主は、「山口県道路情報『道路見えるナビ』広告掲載承認願」(様式2)に広告原稿を添えて、県が指定する日までに提出し、山口県広告審査会の審査を受けるものとする。

- 2 山口県広告審査会において、広告の内容等が第4条又は第5条に反すると判断した時は、広告主に対し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を指示するものとする。なお、広告が掲載中であっても同様とする。
- 3 広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

#### (広告掲載の方法)

第12条 県は、前条の規定により提出された広告原稿を掲載するときは、原則として広告掲載開始日の午前零時に掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を削除するときは、原則として広告掲載終了日の午後12時に削除するものとする。

#### (広告掲載の取消し)

第13条 県は、要綱第8条の各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、直ちに広告の掲載の承認を取り消すことができる。

(1) 第4条又は第5条の規定に反すると認めるとき

(2) 第11条第2項の規定による広告内容の修正が行われないうとき

#### (広告料の還付)

第14条 既納の広告料は還付しない。ただし、次項を除く。

2 広告主が広告料を納付後、広告主の責めに帰すべき理由がなく、県が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1か月当たり24時間を超えるときは、掲載しなかった日数(24時間を1日と換算し、端数が生じた場合は切り捨てとする)に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県が見えるナビの運用を一時停止した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が1か月当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(3) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合

(4) その他公益上やむを得ない場合

#### (広告の変更)

第15条 広告主は、契約の期間内において、当該広告の内容、リンク先等を原則として月単位で変更することができる。

2 前項の規定により変更する場合の手続きは、第8条及び第11条の規定に準じて行うものとする。

#### (広告主の責務)

第16条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月16日から施行し、平成24年4月1日からホームページに掲載する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成30年2月20日から施行し、平成30年4月1日からホームページに掲載する広告に適用する。